

岩手県監査委員告示第12号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第37号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月4日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1 監査対象機関名 岩手県宮古警察署
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成25年5月21日
 - (2) 本監査実施日 平成25年7月11日
- 3 監査結果の公表の日 平成25年9月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
契約保証金の違約金への充当に当たり、債権確定後相当期間遅れて調定していたものが1件、69,378円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	契約保証金の違約金への充当については、契約解除に係る処理を速やかに協議、確認し、適正な事務の執行に努めることとした。